

令和4年4月1日施行

やまぐち し

山口市

しゅわ げん ごじょうれい

みんなの手話言語条例

ができました！



しゅわ げんご にんしき もと しゅわ りかい そくしん
手話は言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進と
しゅわ ふきゅう はか だれ しゅわ しょう かんきょう こうちく
手話の普及を図ることで、誰もが手話を使用しやすい環境を構築
しみん そんげん とも い ちいきしゃかい じつげん
し、すべての市民が尊厳をもって共に生きる地域社会の実現のため、
やまぐちしぎかい せいさくじょうれい やまぐちし
め、山口市議会による4つめの政策条例となる「山口市みんなの
しゅわげんごじょうれい せいてい
手話言語条例」を制定しました。

※これまでの政策条例の取組は山口市議会ホームページに掲載しています。

しゅわ げんご

手話は言語です

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃきほんほう しゅわ げんご
障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語
いち
として位置づけられています。

しゅわ おんせい もち げんご なら しゅし からだ うご ひょうじょう つか
手話は、音声を用いる言語と並び、手指や体の動き、表情を使って
しかくてき ひょうげん げんご しゃ ものごと かんが いしそつう はか
視覚的に表現する言語です。ろう者が物事を考え、意思疎通を図り、
たが きも りかい あ ひつよう げんご たいせつ はぐく
お互いの気持ちを理解し合うために必要な言語として大切に育まれて
きました。

山口市議会

山口市みんなの手話言語条例

制定：令和3年12月20日 施行：令和4年4月1日



基本理念

手話への理解の促進及び手話の普及は、手話ろう者が日常生活
又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であると
いう認識の下、手話により情報を取得し、意思疎通を図る権利が
尊重されることを基本として推進されなければならない。

市の責務

基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境の構築に向け、手話への理解の促進及び手話の普及に必要な施策を実施するものとする。

市民の役割

基本理念について理解を深め、手話を使用しやすい環境の構築に向け、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

ろう者及び手話通訳等関係者の役割

手話への理解の促進及び手話の普及に主体的に取り組むよう努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

事業者の役割

ろう者が利用しやすいサービスの提供や、ろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

- ・「ろう者」とは、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む聴覚に障がいのある人をいいます。
- ・「手話通訳等関係者」とは、手話通訳を行う人その他手話に関する活動を行う個人または団体をいいます。

※本条例の全文は山口市議会ホームページ及びやまぐち市議会だより第62号（令和4年2月1日発行）に掲載しています。

しゅわ げん ご む

「みんなの手話言語」に向けて

手話が言語であるという認識に基づき、「手話への理解の促進」と「手話の普及」を図ります。

市の責務、各主体の役割を明確にし、それぞれの責務や役割を果たしていくことで、「誰もが手話を使用しやすい環境」の構築を進めていきます。

聴覚に障がいのある人は、それぞれの聞こえの状況に応じて、手話や筆談、口話など主なコミュニケーション方法も様々です。

聞こえない人がいるということに気づき、理解し、相手の望む方法でできる限り対応することが、すべての市民が尊厳をもって共に生きる地域社会の実現につながります。



筆談：紙や手のひらに文字を書いて伝える方法で、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを使うこともあります。

口話：相手の口の形と動きを見て、ことばを読み取る方法です。

このチラシに関するお問い合わせ先

山口市議会事務局 TEL:083-934-2854 FAX:083-934-2658 Email:gikai@city.yamaguchi.lg.jp